

令和3年度埼玉県歯科医師国民健康保険組合業務案内

(令和3年4月1日現在)

① 保険料について(月額)

医療分 (事業主については、以下の保険料に収入割が合算されます。)

第1種 事業主	1人	8,000円	第2種 勤務医	1人	15,500円
第1種 事業主以外	1人	15,500円	第2種 勤務医以外	1人	10,500円
第1種 家族	1人	8,000円	第2種 家族	1人	8,000円

介護納付金分 . . . (40歳～64歳) 被保険者1人 5,600円

後期高齢者支援金等分 . . . (0歳～74歳) 被保険者1人 4,600円

※支援金等分:第2種組合員の世帯に属する義務教育修了迄の者(15歳以下)には賦課しません。

収入割・・・前年1月より12月までの社保・国保の診療報酬額に8/1,000を乗じて、得た額(月額は1/12)年間限度額 320,000円
 ※新規加入の2年度間の収入割は、1人10,000円(月額)となります

個々の状況により、お手続きいただく内容や書類が異なりますので、詳細は組合にお問い合わせください!

② 保険給付について

問い合わせ:埼玉県歯科医師国民健康保険組合 電話048-829-2325

給付の種類	給付の内容	手続書類	給付の種類	給付の内容	手続書類
療養の給付 ※法定どおり	○6歳に達する日以後 最初の3月31日以前 8割 ○69歳迄 7割	受診の際、窓口被保険者証を提示	移送費	移動困難などで医師の指示により緊急に転院を必要としたとき	移送費支給申請書 領収書 医師の意見書 患者輸送報告書
	○70歳以上(前期高齢者) ☆一般所得の方 8割 (誕生日が昭和19年4月1日までの者は指定公費制度の適用で自己負担1割) ☆現役並みの所得の方 7割	※70歳以上の方は高齢受給者証を被保険者証と一緒に医療機関へ提示			
療養費 時効:事実から2年を超えると支給できません	①急病などやむを得ない理由で保険診療をうけられなかったとき ②海外渡航中に診療を受けた場合(1年以上の滞在は不可) ③鍼・灸・マッサージの施術 ④治療用装具を装置したとき(医師が必要と認めたとき) ⑤輸血をした時の生血代	療養費支給申請書 明細書及び領収書 ②医師から治療内容や金額の証明を受領。帰国後日本国内で保険診療の対象になっているもの限り、支給します。 ④医師の診断書(同意書)及び領収書(原本)	出産育児一時金 時効:事実から2年を超えると支給できません	被保険者が出産したとき ○第1種組合員本人 420,000円 ※収入割年額保険料の5割を加算 ○その他の被保険者 420,000円 ★産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産や在胎週数22週未満の場合は404,000円 ※資格喪失後の出産に対しては出産育児一時金を支給できません ※出産手当金の制度はありません	◎直接支払制度の産科医療機関での出産の場合、組合へ申請いただく書類はありません ◎受取代理制度の産科医療機関での出産の場合、受取代理用申請書と医師の証明が必要 ◎直接支払制度を利用しない場合、出産育児一時金支給申請書、合意文書、領収書が必要
	①同一月内に同一医療機関で一部負担金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間旧ただし書き所得901万円超の方 252,600円+(医療費-842,000円)×0.01 ※多数該当 140,100円 イ)600～901万円以下の方 167,400円+(医療費-558,000円)×0.01 ※多数該当 93,000円 【限度額適用認定書の申請について】 ウ)210～600万円以下の方 80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 ※多数該当 44,400円 ※入院時や高額な支払が生じる外来時に限度額適用認定証を提示することで、窓口負担は自己負担限度額までになります。 ※「外来診療」についても限度額適用認定証の使用が可能です。 ※限度額認定証の交付には、事前の申請手続きが必要です。	高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得とは、前年の総所得及び山林所得額並びに株式長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額 ※多数該当 1年間に3回以上対象となる場合4回目からの自己負担限度額			葬祭費 時効:事実から2年を超えると支給できません
②世帯合算 同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合自己負担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著しく高額になる特定疾病については、自己負担限度額を超えた分を支給	③特定疾病認定申請書に医師の証明を受け、組合に申請します。 「特定疾病療養受療証」を交付します	傷病手当金 時効:事実から2年を超えると支給できません	第1種、第2種組合員の本人が傷病の療養のため5日以上入院した場合1日目から起算して支給 ○第1種組合員 1日につき8,000円 ○第2種組合員 1日につき3,000円 支給期間 60日限度	傷病手当金支給申請書 医師の証明 ※資格取得後6か月未満の者には適用しない	
④治療が長期にわたり、自己負担が著しく高額になる特定疾病については、自己負担限度額を超えた分を支給				歯科診療 (給付制限)	○第1種組合員とその家族 自家診療分は、請求できません。 自家診療分以外は給付します ○第2種組合員とその家族 全て給付します

③ 主な保健事業について

事項	補助金(税込)	手続書類	事項	補助金	手続書類
脳・人間ドックへの補助	第1種組合員1名 40,000円 第2種組合員1名 25,000円 上記以外の被保険者1名 20,000円	脳・人間ドック・健康診断補助金支給申請書 領収書	がん検診への補助	○子宮頸がん(内診及び頸部細胞診) ○乳がん(マンモグラフィまたはエコーのいずれか一方) ○肺がん(喀痰細胞診) 1項目につき4,000円まで ※がん検診単独の補助はしません。	がん検診補助金支給申請書、領収書
健康診断への補助	第1種組合員1名 5,000円 第2種組合員1名 4,000円 ※結核の検査のみでは健康診断とは認められません	※同一年度内に人間ドックと健康診断の両方を補助する事はできません。	インフルエンザワクチン接種への補助	1回接種の場合2,000円を限度(2回接種まで)	インフルエンザワクチン接種補助金申請書、領収書
節目の脳・人間ドックへの補助	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の節目を迎える年度は、通常の補助に20,000円を加算して支給	節目の脳・人間ドック補助金支給申請書 領収書	育児書「赤ちゃん和妈妈」配布	出生により被保険者資格を取得した希望する世帯に1年間配布	購読申込書

④ 特定健康診査・特定保健指導について

対象者	費用	特定健康診査の手続き	特定保健指導の手続き
40歳～74歳の被保険者(年度途中で75歳に達する方も含みます)	基本項目と医師が必要と判断した詳細項目については無料	6月頃に受診券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機関へ予約⇒受診券、質問票、被保険者証を持って受診	11月頃に利用券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機関へ予約⇒利用券、被保険者証を持って受診

⑤ 主な届け出必要事項

※当組合は、個人番号利用事務実施者として、番号法の規定に基づき、自らの業務でマイナンバーを利用・管理しています。

事項	届出書又は申請書	手続	事項	届出書又は申請書	手続
資格取得の手続き 第2種組合員のみ	資格取得届(裏面にマイナンバーと世帯加入状況報告書) 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) 個人カードの表裏のコピーまたは、通知カードのコピーと運転免許証のコピーなど ※厚生年金保険適用事業所(医療法人等)の場合は、「健康保険被保険者適用除外承認申請書」も必要です	14日以内 <small>厚生年金保険適用事業所については年金事務所へ、入社日等から14日以内に手続きが必要です</small>	自宅住所・氏名の変更手続き	氏名・自宅住所変更届 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内)	14日以内
	資格喪失の手続き 家族の喪失 死亡したとき	資格喪失届、被保険者証(喪失日から被保険者証は使用できません) 次加入した被保険証が交付されている場合、その写しも必要です 葬祭費支給申請書(死亡診断書または、埋火葬許可証の写し)	14日以内	被保険者証の再交付の手続き(紛失や盗難等にあった場合) 就学のため世帯を離れる場合の手続き 交通事故にあつて、やむを得ず被保険証を使って医療機関を受診する場合の手続き	被保険者証再交付申請書 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) ※盗難にあった場合は、警察に届け出てください 第116条該当届 在学証明書または、転居先の住民票他 ※交通事故に遭われた場合は必ず組合までご連絡ください(示談をする前に!) 第三者の行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書(加害者)、同意書(個人情報の取扱い) ※費用は、一時立て替えるだけで組合から後日、加害者に請求する事になります